

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成30年9月13日(2018.9.13)

【公表番号】特表2017-529444(P2017-529444A)

【公表日】平成29年10月5日(2017.10.5)

【年通号数】公開・登録公報2017-038

【出願番号】特願2017-516286(P2017-516286)

【国際特許分類】

C 08 L 101/00 (2006.01)

C 08 K 3/22 (2006.01)

【F I】

C 08 L 101/00

C 08 K 3/22

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月6日(2018.7.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

- a) 溶融加工可能な樹脂と、
- b) 二酸化チタン粒子と、
- c) フィラーと、

を含み、

二酸化チタン1重量部に対して16重量部のフィラーを含む、組成物。

【請求項2】

請求項1に記載の組成物を含む層。

【請求項3】

前記層が、0.01インチ(0.0254センチメートル)以上である、請求項2に記載の層。

【請求項4】

- a) 溶融加工可能な樹脂と、
- b) 二酸化チタン粒子と、
- c) フィラーと、

を含む組成物であって、

二酸化チタン1重量部に対して3~11重量部のフィラーを含み、前記フィラーが前記組成物の16重量パーセント超である、組成物。

【請求項5】

請求項4に記載の組成物を含む層。

【請求項6】

前記層が、0.01インチ(0.0254センチメートル)以上である、請求項5に記載の層。

【請求項7】

前記組成物が、薄肉カートンである、請求項1に記載の組成物。

【請求項8】

光酸化に対して感受性である実体を保護する方法であって、

a) 溶融加工可能な樹脂、二酸化チタン粒子、及びフィラーを含むパッケージを提供する工程であって、前記パッケージが、60～100の不透過性を有する二酸化チタンの1重量部に対して3～16重量部のフィラーを含む工程と、

b) 光酸化に対して感受性である実体を前記パッケージで覆う工程と、
を含み、

前記パッケージが、40超のL P F値及び0.01インチ(0.0254センチメートル)以上の厚さを有する、方法。

【請求項9】

前記溶融加工可能な樹脂が、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリメチルアクリレート、アクリロニトリルブタジエンスチレン、ポリカーボネート、ポリエチレンテレフタレート、ポリブチレンテレフタレート、ポリアミド、ポリフェニレンスルフィド、ポリアセタール、及びこれらのブレンドからなる群から選択される、請求項8に記載の方法。

【請求項10】

前記溶融加工可能な樹脂が、ポリプロピレンである、請求項9に記載の方法。

【請求項11】

前記ポリプロピレンが、低密度ポリプロピレンである、請求項10に記載の方法。

【請求項12】

前記フィラーが、BaSO₄、タルク、雲母粉末、リトポン、CaCO₃、CaSO₄、およびこれらの組み合わせからなる群から選択される、請求項8に記載の方法。

【請求項13】

前記二酸化チタン粒子は、20～500マイクロメートルの範囲内のサイズを有する、請求項8に記載の方法。

【請求項14】

前記二酸化チタン粒子が、125～250マイクロメートルの範囲内のサイズを有する、請求項13に記載の方法。

【請求項15】

前記フィラーは、20～1000マイクロメートルの粒度範囲を有する、請求項8に記載の方法。